

# 松阪市プレミアム付商品券取扱要項

松阪市プレミアム付商品券実行委員会

## 1. 事業の目的

低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業を実施することにより、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

## 2. 商品券の概要

- ・名称 松阪市プレミアム付商品券
- ・発行者 松阪市プレミアム付商品券実行委員会
- ・発行総額 8億6千万円
- ・発行内容 17万2千冊  
券面額5000円の商品券10枚つづりを1セットとし、4,000円で販売。  
購入限度額は券面額25,000円（販売額20,000円）まで。  
※引換券1枚で5セットまで購入可能。

## 3. 商品券の販売方法

第三銀行（松阪市内の各支店・出張所）にて販売。

## 4. 販売対象者

- (1) 2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）  
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) 3歳半以下の子（2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主

## 5. 商品券の使用可能期間

令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）までとする。

## 6. 商品券の制限事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券の現金化は行なわない。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (4) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (5) 有効期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (6) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者はその責を負わない。

## 7. 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次の通りとする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかる業種。
- (2) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (4) タバコの購入。※加熱式たばこ（アイコス、グロー等）の本体の購入は可能
- (5) 定期券、回数券、駐車券の購入。
- (6) 事業者間決済。
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (8) その他、消費の下支えとは言い難いもの

※出資や金融商品の購入。土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産や資産性の高いものに関する支払い。事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

## 8. 取扱店の参加資格及び登録等について

### (1)参加資格

- ①松阪市内の取扱金融機関に口座を持っている事業所。
- ②松阪市内において事業を営む者とし、以下に該当する事業者を除く。
  - ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化などに関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかる事業所。
  - ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
  - ・上記「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみ取扱う事業者。

### (2)登録方法

- ①本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、別紙「取扱事業所登録申請書兼誓約書」を松阪商工会議所・松阪北部商工会・松阪香肌商工会（以下事務局という）に持参又は登録フォームにて申込むこととする。
- ②募集締切は令和元年7月31日（水）まで。
  - ※取扱事業所一覧(チラシ)に掲載できるのは上記締切までにお申込み頂いた事業所のみ。上記以降も令和元年12月27日（金）までは申請可能とする。登録事業所は、松阪商工会議所ホームページ上に掲載する。
- ③事務局は、申込があった事業所が登録資格を有することを確認の上、当該事業所に対し、取扱店を証明する掲示物を提供する。

## 9. 商品券の換金手続きについて

### (1)換金請求の期日

- ①令和元年10月7日（月）から令和2年3月13日（金）までの、各金融機関営業日の9時から15時までとする。
- ②令和元年10月7日以降毎週金曜日を締め日とし翌金曜日に入金する。
  - ※各金融機関によって取扱いが異なります。

### (2)換金の流れ

- ①商品券取扱店は利用済み商品券を綴りから切り離し、裏面に自店名を明記（スタンプ可）し、取引金融機関へ換金請求書とともに提出する。（通帳も持参して下さい）
- ②取引金融機関より入金指定日に指定口座へ入金する。（各金融機関によって入金日は異なります）

## 10. 責務

取扱店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1)取扱店であることが消費者にわかるよう見やすい場所に事務局が交付する掲示物を掲示する。
- (2)期間途中で取扱店を脱退しないこと。利用期限（令和2年2月29日）まで継続すること。
- (3)通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を事務局に報告すること。
- (4)自ら商品券を購入し自店舗で利用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- (5)商品券利用の制限事項以外の取引において、商品券の受取を拒まないこと。
- (6)利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。

## 11. 登録の取り消し

取扱店が本要項に違反する行為を行った場合、事務局は当該取扱店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該取扱店に対し損害賠償請求ができるものとする。